

ICNP-3でのJBAサイドイベントと アクセス手引第2版英語版

平成26年3月18日

「名古屋議定書に関する政府間委員会
第3回会合(ICNP-3)報告会」

野崎恵子

サイドイベント(1)

日時: 2月24日(月) 13:15~14:45 初日

場所: 全体会合の隣の会場

参加者: 約50名

後援: 外務省、経済産業省、環境省、文科省

プログラム: "Current Japanese Status for

Implementation of the Paris Agreement"

まだ批准が遅くなっているが、日本はCBDを遵

守してアクセススキームを開発・実施し、かつ

啓発活動とともに、10年前から遵守措置

(METI & JBAのアクセス手引)を実施している

サイドイベント(2)

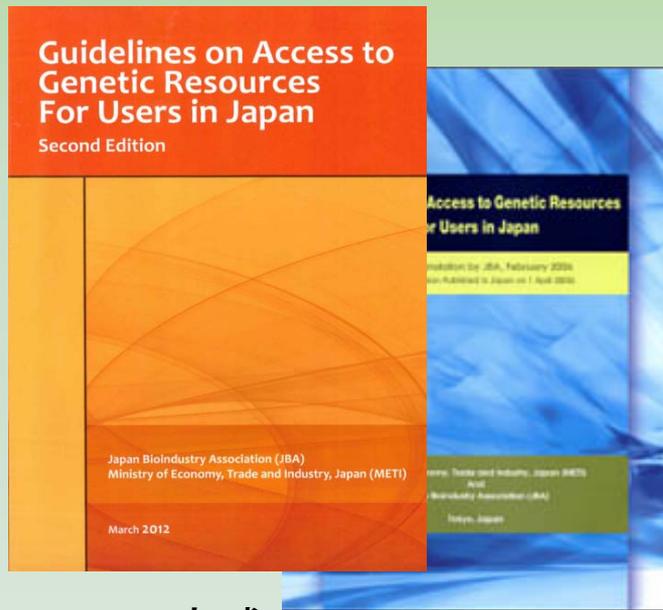
1. 名古屋議定書に係る国内措置の検討状況
上智大学 磯崎博司 教授
2. 微生物研究とカルチャーコレクションの国際連携
NITE技監 安藤勝彦
3. 日本-インドネシア共同研究プロジェクトの成果
Dr. Siti Nuramaliati Prijono,
Deputy Chairman for Life Science (LIPI)
4. アカデミア向けのABSタスクフォースチームの取組み
国立遺伝学研究所知的財産室長 鈴木睦昭
5. アクセス手引第2版英語版について
JBA技術顧問 炭田精造



サイドイベント(3)

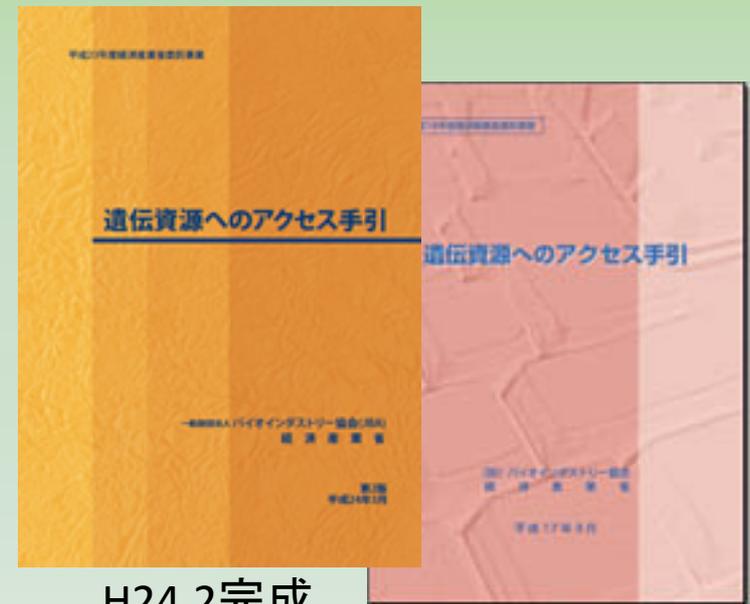
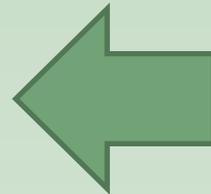
1. 名古屋議定書には条文の曖昧さ等問題点が多いが、我が国は真摯に、着実に検討している。
2. 日本は既にCBDに則ったWIN-WINな関係を2国間または多数国間スキームにより実施している。
3. 相手側にもメリットを実際に感じて貰っている。
4. 国内アカデミアを対象に啓発活動を行っている
5. METI & JBAの”Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan”は日本の利用国としての遵守措置であって、国内措置ができるまでの経過措置としても有効に機能する。(相手国のルールに従うと言う点に変更はない)

Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan (2nd Edition)



H25.2完成

H18完成



H24.2完成

H17.3完成

変更点：名古屋議定書の条項と、原則を追加した。
9年の経験に基づきQ&Aを改訂した。

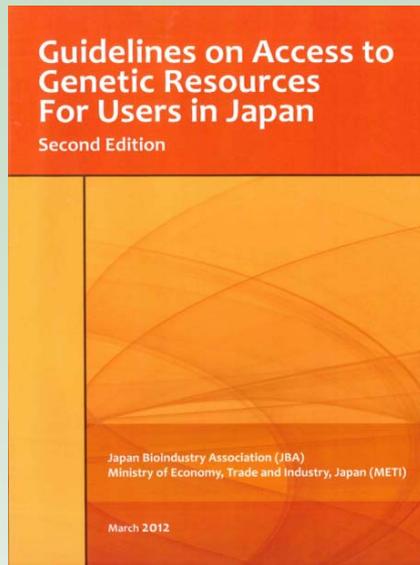
手引 (Guidelines) の活用

- ABSの行動原則 (CBDの原則、相手の国のルールに従うこと、MATを締結すること、組織内で遺伝資源の管理をすること等、利用者にとっては今後も変更ありません)
 - まず質問とP.9をみて概要を把握
- これに従っていけば、いざという時に政府 (METI) の支援が受けられます。
- 相手の意識啓発。
- 日本の措置の浸透。
- 相手との契約等における共通理解に。

ご利用ください！

http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden_tebiki_e_v2.pdf

<http://www.mabs.jp/archives/tebiki/index.html>



冊子体は、<http://www.mabs.jp/aboutus/contact.html> からご要望ください。